

平成19年度海外PL制度調査に係る委託先の公募について

平成19年6月1日
日本機械輸出組合
大阪支部

1. 調査目的

我が国機械業界においては、輸出や海外生産の拡大により、PL(製造物責任)問題への対応は、海外市場対策の一環としてますます重要である。

当組合では、平成9年度に海外製造物責任(PL)問題対策委員会を設け、中国・アジア、ロシア、中・東欧主要国、米国主要州、欧州主要国、中東主要国のPL制度の実態について調査、分析を行い、その後も随時フォローしてきたが、日本のアジア各国との取引の増大に伴い、アジアでのPL動向が懸念される。同地域は、平成9年度より3ヶ年に渡り主要9ヶ国のPL制度を調査したが、その後のフォローアップや現状確認が必要となってきた。

よって、アジア主要国のPL制度の実態を再度調査するとともに、併せて米国主要州のPL制度のフォロー及び最近の米国、中国のPL動向について情報収集を図り、海外のPL対策の資とする。

2. 調査内容

(1) 調査内容

・調査対象国

アジア主要国から3～4か国(中国、インド、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン等)

(当組合員企業のPL関連担当者等で構成する上記委員会で対象国を検討する。)

・上記委員会(5回程度 大阪で開催)で各調査の報告を行い、最終委員会で最終報告の承認を得る。

・調査報告書の作成(A4 70ページ以上)

(2) 調査項目、その要点

以下の項目について、前回調査以降に行われた変更を中心にとりまとめる。

アジア主要国のPL制度

・各国の法制度

根拠法、抗弁、運用実態、損害賠償額の認定、懲罰賠償額等

(検討事項 賠償の法制度だけでなく「事故報告制度・リコール制度」も付加する。)

・訴訟制度

手続き、訴訟費用、弁護士報酬等

・裁判制度

・最近の判例

・問題点

平成 14 年度に調査実施した米国 5 州(イリノイ、フロリダ、ルイジアナ、ペンシルベニア、アラバマ)の PL 制度のフォロー

各州の規制内容、注目される判決等

米国の最近の PL 動向(連邦民事訴訟規則改正による電子メール開示等)について

中国の最近の PL 動向(判例等)について

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 482.8 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- ・ 提出物 : 報告書 1 部、関係資料 2 部
(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 18 年 6 月 1 日 ~ 6 月 11 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成19年6月19日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒541-0054 大阪府中央区南本町 3-6-14 イトウビル 3 階

担当:大阪支部 川股

Eメール:(kawamata@jmcti.or.jp)

TEL:06-6252-5781

FAX:06-6245-6343

以上